

# 業務仕様書

## 1 業務名

仕上塗材に係る石綿含有定性分析業務

## 2 業務期間

契約の日から令和元年7月31日（水）までとする。

## 3 実施施設

別添1に示す35施設とする。

## 4 業務実施日時

契約後委託者から別途指示する。

## 5 業務内容

### (1) 分析箇所を目視確認

目視確認は中央清掃事務所の油庫のみ行う。現地で仕上塗材使用の有無を外観から調査する。その結果を、写真等を用いて速やかに報告すること。

### (2) 市有施設外壁の仕上塗材の採取

外壁に使用されている仕上塗材を、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（2014年6月、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「アスベスト分析マニュアル」（1.20版）（平成30年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して試料採取及び採取箇所の補修を行う。

### (3) 石綿含有に係る定性分析

(2)で採取した仕上塗材中について、最新版のJIS A 1481-1又はJIS A 1481-2に記載された方法に準拠し、石綿含有の定性分析を行う。

## 6 予定検体数

35検体

なお、5(1)の目視確認によって仕上塗材が使用されていないことが確認できた場合は検体数を減らす。その場合には委託者より連絡する。

## 7 業務実施に関する留意事項

### (1) 試料採取及び分析

- ア 試料採取は、十分な経験を有する主任技術者等が行うこと。
- イ 採取者は「- 新石綿技術指针对応版 - 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）に記載されたマスク、防護服等を着用するなど、粉じんを吸入しないよう留意すること。
- ウ 採取時には水又は飛散抑制剤にて湿潤化を行い、採取後には建築基準法第 37 条により認定された飛散防止剤を噴霧するなど、周囲に粉じんを飛散させないように留意すること。
- エ 試料採取中は関係者以外の者が近くに寄れないよう留意すること。
- オ 採取容器については未使用のものを使用するなど、他の試料等が混入しないよう留意すること。
- カ 試料採取にあたっては、施工部位の 3 か所以上から採取し、それぞれを試料採取容器に密閉したうえで、1 まとめとして試料とすること。
- キ 試料採取においては下地調整塗材に接するまで採取すること。下地調整塗材を含めて採取した場合には、分析時に下地調整塗材と分離し、仕上塗材のみを分析すること。
- ク 試料採取にあたっては、採取時の写真を撮影すること。

### (2) 試料の保管及び返却

- ア 採取・分析した試料については、分析結果報告書を提出した後、少なくとも 1 か月間は保管すること。
- イ 再分析できるように、試料を容器等に入れ保管すること。
- ウ 保管期間内に委託者の求めがあった場合には、それに応じて試料を返却すること。

### (3) 図面情報の管理

- ア 業務終了後、必ず委託者から貸与した図面については返却、提供した図面のコピーについては破棄すること。

## 8 主任技術者等

- (1) 受託者は、労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づく「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に準じて、次の各項目のうち 1 以上に該当するものを本業務の主任技術者として指名し、本業務を遂行させるものとする。

- ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者
- イ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者」
- ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」であるもの

- (2) 主任技術者は、本業務が秩序正しく円滑に行われるよう全般的な技術的監理を行うこと。

## 9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては契約約款に定めるほか、下表に示す書類を作成するとともに、決められた提出期限までに委託者に提出すること。

名称	部数	提出期限
業務着手届	1	着手後速やかに
主任技術者経歴書 (8(1)のアからウに示す資格を有することを示す書類の写し及びこれまでの業務受注実績を示す資料を添付すること。)	1	着手後速やかに
受託者と主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類	1	着手後速やかに
業務完了届	1	業務完了後直ちに
分析結果報告書 (A4判の報告書とする。また、報告書作成に伴う電子データ一式を記録したCD-Rを添付すること。)	1	同上

### (1) 分析結果報告書に関する注意事項

- ア 試料採取後を補修するため、採取終了後速やかに、委託者が提供した平面図及び立面図上に試料採取箇所をマークした図面を作成し、電子メールにて提供すること。なお、委託者から図面を提供できない場合には、採取箇所が確認できる資料を作成すること。
- イ 分析終了時には速やかに電子メール、FAX等で速報値を報告すること。
- ウ 試料採取方法や分析方法等がわかる資料を添付すること。
- エ 試料採取の方法を記載するとともに、採取時の日時や採取の様子、採取した試料がわかる写真を添付すること。

## 10 業務の履行における環境負荷の低減

本業務の履行においては委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。また、複数ページにわたる場合は原則として両面印刷とする。
- (4) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取り扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

## 1 1 一般事項

- (1) 受託者は、業務仕様書に従い誠実に履行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を委託者の許可なくして第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、相当の経験を有する業務担当者を配置し、その業務担当者をもって秩序正しく業務を行うとともに、業務全体にわたり技術的監理を行うこと。

## 1 2 その他

- (1) 本業務の実施について、業務仕様書に定められていない事項については、委託者との協議によること。
- (2) その他、関係法令を遵守すること。

## 1 3 連絡先

札幌市白石区東米里 2170-1 白石清掃工場内  
札幌市環境局 環境事業部 施設管理課 試験調査係  
技術職員 峯村 嘉一 [TEL:011-876-1740](tel:011-876-1740)

# 実施施設一覧

別添1

地区	施設記号	名称	実施施設	番号
A	A-1	モエレ処理場	汚水処理施設	1
B	B-1	駒岡清掃工場及び豊平・南清掃事務所	油庫(南清掃事務所)	2
	B-2	駒岡清掃工場及び豊平・南清掃事務所	管理棟	3
	B-3	駒岡清掃工場及び豊平・南清掃事務所	計量所	4
	B-4	駒岡清掃工場及び豊平・南清掃事務所	油庫	5
	B-5	駒岡清掃工場及び豊平・南清掃事務所	プロパン庫	6
	B-6	駒岡清掃工場及び豊平・南清掃事務所	破碎工場	7
C	C-1	山本処理場	汚水処理施設機械設備(東米里地区)	8
	C-2	山本処理場	油庫(東米里地区)	9
D	D-1	篠路清掃工場	油庫	10
	D-2	篠路清掃工場	プロパン庫	11
	D-3	篠路清掃工場	計量室	12
	D-4	篠路清掃工場	破碎工場	13
E	E-1	処理場管理事務所	管理住宅 1	14
	E-2	処理場管理事務所	管理住宅 2	15
	E-3	処理場管理事務所	倉庫	16
F	F-1	西清掃事務所	倉庫	17
	F-2	西清掃事務所	油庫	18

地区	施設記号	名称	実施施設	番号
G	G-1	第2山口処理場	汚水処理施設	19
H	H-1	中央清掃事務所	倉庫	20
	H-2	中央清掃事務所	油庫	21
I	I-1	東清掃事務所	事務所	22
	I-2	東清掃事務所	倉庫	23
	I-3	東清掃事務所	管理住宅(1号)	24
	I-4	東清掃事務所	管理住宅(2号)	25
J	J-1	廃棄物空気輸送センター	管理棟	26
K	K-1	旧豊平清掃事務所	タイヤ庫及び倉庫	27
	K-2	旧豊平清掃事務所	油庫	28
	K-3	旧豊平清掃事務所	受水槽	29
L	L-1	北清掃事務所	事務所	30
	L-2	北清掃事務所	倉庫	31
	L-3	北清掃事務所	管理住宅(1号)	32
	L-4	北清掃事務所	管理住宅(2号)	33
	L-5	北清掃事務所	ポンプ室	34
	L-6	北清掃事務所	倉庫	35